

## 今月の主な内容

- |                    |   |                  |   |
|--------------------|---|------------------|---|
| ■町長・町議会議員選挙……………   | 2 | ■婦人親睦のつどい……………   | 5 |
| ■森林整備計画(案)の縦覧…………… | 3 | ■中央公民館の申請方法…………… | 6 |
| ■門川町児童クラブ会員募集…………… | 4 | ■交通指導員の募集……………   | 8 |



主催：五十鈴川流域森林整備協定推進協議会

2月19日、門川町本山で植樹祭がありました。  
当日は強風の中、380名（門川町、北郷村の小学生260名も参加）で、  
やまざくら、いちよう、くりなどの1,600本あまりを植樹いたしました。

# 町長・町議会議員選挙は

## 投票日

# 4月14日(日)です

**贈らない、求めない、明るい選挙**

2月号でも掲載いたしました。町長、町議の任期満了に伴う選挙が4月14日に執行されます。これに伴う町選挙管理委員会の日程を簡単にお知らせいたします。

- 三月六日
  - 立候補届及び選挙運動について法令説明会 (午後一時三十分)
  - 役場三階会議室
- 三月二十八日
  - 立候補届出予備審査 (午前九時～午後四時)
  - 役場別館会議室
- 四月八日
  - 選挙人名簿登録基準日
- 四月九日 告示日
  - 立候補届出受付 (午前八時三十分～午後五時)
  - 役場三階会議室
  - 不在者投票開始 (午前八時三十分～午後八時)
  - 役場別館会議室
  - 選挙人名簿登録者書面の縦覧開始 (三日間)
- 四月十三日 不在者投票終了
- 四月十四日 投票日
  - 午前七時～午後八時
  - 第八、九投票区を除く選挙会(開票)
  - (午後九時 クリエイティブセンター)
- 四月十五日 当選人の告知
- 四月十六日 当選証書附与式 (午前十時～ 役場三階会議室)



- 四月十三日 不在者投票終了
- 四月十四日 投票日
  - 午前七時～午後八時
  - 第八、九投票区を除く選挙会(開票)
  - (午後九時 クリエイティブセンター)
- 四月十五日 当選人の告知
- 四月十六日 当選証書附与式 (午前十時～ 役場三階会議室)

- ※投票所
- 第一投票区 門川町役場
  - 第二投票区 門川中学校
  - 第三投票区 門川保育所
  - 第四投票区 草川小学校
  - 第五投票区 庵川東地区多目的研修集会施設
  - 第六投票区 五十鈴小学校
  - 第七投票区 西門川児童館
  - 第八投票区 三ヶ瀬多目的集会施設
  - 第九投票区 松瀬地区集落センター
  - 第十投票区 平城保育所
  - 第十一投票区 古川公民館
  - 第十二投票区 門川勤労者体育センター

て、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書をおわせて提出すれば投票日前日まで不在者投票をすることが出来ます。

また、県選挙管理委員会の指定した病院、施設に入院あるいは入所している人達も、その病院、施設で手続きをすれば前もって投票が出来ます。

※郵便による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を所持されている方で、それぞれの障害が政令に定められている条件に該当する方は自宅で投票できますが、あらかじめ、選管より、郵便投票証明書の交付を受けなければなりません。

すでに、証明書をお持ちの方は投票日の四日前までに請求できますので、お早めに郵便で請求してください。



## 森林法の一部改正について

森林法改正について町民の意見をいただくため、門川町森林整備計画の変更(案)の公告縦覧を行っています。

縦覧場所 門川町役場 農林課  
縦覧期間 平成14年3月14日(木)まで

概要についてお知らせします...

森林は、美しく豊かな国づくりの基礎であり、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的に機能しています。

一方では、林業の採算性は大幅に低下し、林業生産活動も停滞しています。また、林業生産活動を支える山村地域の活性化が必要になっていきます。

こうした状況の中で平成13年7月に森林法が改正されました。内容は、町の森林を水と保全林・資源の循環利用林・森林と人との共生林の三つの区分に分けております。

### 水を育む森林・災害を防ぐ森林

#### 水土保持林

森林の土は、雨を大量に蓄え、時間をかけて川に放出します。こうした働きにより、森林は洪水を緩和するとともに川の流れを一定に保ち安定した水資源の確保に効果を発揮します。こうした働きの発揮が期待される森林を、水を育む森林として水土保持林に区分します。

また、森林の土の中には樹木の根が張り巡らされ、土や石を抱き止めて山崩れの発生を防いでいます。

### 安定的に木材を生産する森林

#### 資源の循環利用林

この森林に区分されるのは、安定して木材を供給する、木材資源としての役割が期待される森林です。

主に、木材生産を目的に植えられたスギやヒノキなどの人工林が区分されます。

資源としての森林の一番の特徴は、木材を伐採して収穫した後に植林してまた森林をつくる、繰り返し再生できる森林です。

一方、地球温暖化が心配される中、原因となる二酸化炭素を吸収して蓄える機能として森林と木材の役割が注目される森林です。

### 生活にうるおいを与える森林

#### 森林と人との共生林

私たちに安らぎとうるおいを与えてくれる森林で、レクリエーションを始め、教育の場として活用する森林です。

また、美しい自然景観を持つ森林などで、森林レクリエーション、森林環境教育など森林と人とのふれあいの場としての利用をすすみたい森林を、生活にうるおいを与える森林として「森林と人との共生林」に区分します。



お問い合わせ 門川町役場 農林課  
☎(03) 1140 (内線2805)

# 平成14年度「門川町児童クラブ」の 会員募集について

門川町では、放課後に帰宅しても、保護者が仕事などで家庭にいない小学校低学年（1～3年生）の児童（放課後児童）の健全育成を図るために児童クラブを開設しております。このクラブでは、放課後一人ひとりの児童が安心して楽しく過ごせるように、指導員と一緒に活動します。

**平成14年度より、土曜日も開設します！**

## 対象児童

昼間保護者のいない家庭の  
小学校1～3年生の児童

## 募集児童

各児童クラブ約20名

## 申し込み期間

3月22日(金)まで

## 申し込み方法

福祉課および総合福祉センターに備え付けの  
児童クラブ加入申請書を提出してください。

## 開設場所

門川小校区（門川小学校）  
五十鈴小校区（五十鈴小学校）  
草川小校区（門川町総合福祉センター）

## 休館日

日曜日・祝祭日  
年末年始（12月29日～1月3日）

## 開設時間

放課後～午後5時  
土曜日 午前10時～午後5時  
（夏休み等 午前10時～午後5時）

## 会費

2,000円/月（おやつ代）

## その他

小学校1～3年生を対象としていますが、  
申し込みが多い場合は低学年を優先とし  
ます。

児童のお迎えは、保護者が責任をもって行ってください。  
自転車の使用は認めません。



門川児童クラブ



五十鈴児童クラブ



草川児童クラブ

お問い合わせ  
福祉課 児童家庭係 ☎63-1140（内線227）

第14回

## 演芸交流大会

# 婦人親睦のつどい

家庭を支える地域を支える女性の  
交流のひととき…  
あなたも参加してみませんか

とき  
3月9日(土) 午後6時より  
ところ  
門川町総合文化会館(入場無料)



唄・踊り・寸劇あり  
お楽しみ抽選会  
もあります

主催 門川町婦人団体連絡協議会  
後援 門川町教育委員会

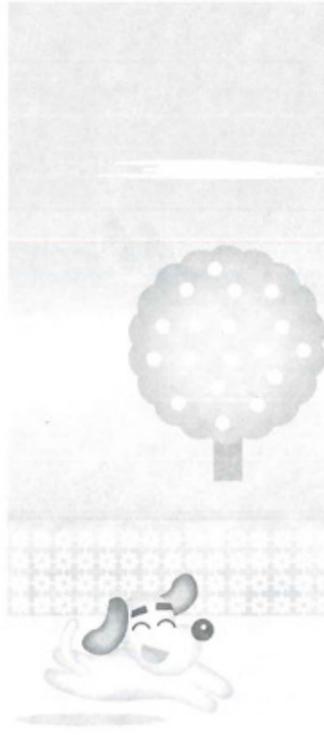
# 犬は正しく飼いましう

犬を飼育されている方は、  
「生涯」家族の一員として愛  
情と責任をもって飼いまし  
う。

犬に限らず動物を飼う場合は、動物の本能や習性をよく理解し、食事の世話、散歩をすることはもちろんですが、清潔な犬舎の保持、健康診断など適正な管理を行いましう。また、犬を飼うことによっては周囲に迷惑をかけるように、散歩中の糞の後始末や放し飼いを防ぐなどの最低限のしつけを飼い主の責任で行いましう。  
犬にとって生涯喜びや哀しみを分かち合えるのは、飼い主である、あなたしかありません。

## 飼い主の5か条

- ①生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けさせましよう。
- ②犬はオリ、クサリにつないで飼いましう。
- ③飼い犬の糞等による道路や公園などの環境汚染を防ぎましよう。
- ④犬を捨てるのはやめましよう。
- ⑤むだ吠えをさせないよう正しく飼いましう。



お問い合わせ  
生活環境課  
☎63-1140(内線222・223)

# 平成14年度中央公民館使用の変更

中央公民館をより多くの方々に公平に利用していただくために、年間通じて利用されている団体の申請方法等を、次のとおり変更します。お知らせいたします。

- 1 使用許可申請は、3ヶ月毎に申請します。
- 2 使用したい曜日、日時、会場等が、他の団体と重複する場合は、利用者会議において、くじ引き抽選とします。ただし、利用者会議を欠会した団体は、申請の取り消しとみなします。従いまして、利用者会議に出席した団体が優先となりますので、ご注意ください。
- 3 利用者会議において、使用日程が決定した団体は、門川町立公民館規則に基づき使用料を納入して「許可書」をお受け取りください。
- 4 教育委員会において必要が生じたとき、又は使用者において不都合な行為があったときは、許可を取り消すことがありますのでご了承ください。

使用予定日	申請期間	利用者会議(予定)	会議場所(予定)	許可書交付日
4月～6月分	3月7日～3月15日	3月28日(木)	中央公民館 午前9時30分	4月 1日
7月～9月分	5月7日～5月15日	6月 6日(木)	中央公民館 午前9時30分	6月 6日
10月～12月分	8月7日～8月15日	9月 5日(木)	中央公民館 午前9時30分	9月 5日
1月～3月分	11月7日～11月15日	12月5日(木)	中央公民館 午前9時30分	12月5日



公民館使用許可申請書は、教育委員会社会教育課、または中央公民館にあります。必要事項をご記入の上、申請してください。  
※第2会議室については、6月まで使用できませんのでご注意ください。

受付先  
社会教育課または中央公民館  
お問い合わせ  
門川町教育委員会 社会教育課

☎(63) 1140(内線266)

## 平成13年度 県社会体育功労者



長きにわたり、地域や職場でスポーツの普及、振興に貢献したとして県教育委員会より前体育協会長頭師義明さんが表彰されました。おめでとうございます。  
今後のご活躍とご健勝を心からお祈り申し上げます。



# わたしたちの国民年金

●公的年金のありがたさを家族全体で考えましょう。

現在の社会では、また、家族では公的年金(国民年金)を受給していない家は皆無といっても言い過ぎではありません。仮に、公的年金制度がないとしたら、現在の老後の生活はどうなっているでしょうか、家族の中で老人つまり父母が病気で入院された場合は、その病院に支払う医療費等はあなた、つまり、子供さんが支払いをしなくてはなりません。入院された方に蓄えがあつて、自分の医療費等の支払いが出来る方は子供にたよることはないでしょうが、そんな方はあまりいないのではないかと思います。また、医療費等だけではありません、年老いて仕事も出来ない場合または働くことができなくなれば、年老いた父母の生活費も、仕送り等してめんどうを見ることになりません。自分の生活でせいっぱいであり、なかなか父母の生活費までの面倒を見ることは大変だと思います。以上のようなことから、公的年金制度があり父母に対する生活費

等の仕送りを社会全体で仕送りをするようにする制度です。現在の年金受給者は、現役世代の年金保険料及び国庫金より生活費として仕送りを受けています。若い世代の方々も老後に年金として、社会の年金制度より仕送りを受けられるように、現在の年金を正しく理解して未納期間のないよう納めてください。年金の保険料を納付して自分の年金受給権を確保することにより、あなたも老後に年金制度より仕送りを受けられる権利ができます。

●公的年金に対する質問について、正しく理解していただくよう回答します。

Q もうすぐ65歳になります。年金を受けるだけの期間は納めています。が、何もしなくて自動的にもらえますか

A 国民年金だけの場合は、65歳になりましたら役場の年金係まで年金裁定請求書を本人で提出することになります。役場の年金係に申出をしてください。また、

60歳より特別支給の老齢厚生年金を受給されている方は、65歳になりますと、社会保険庁より老齢基礎年金裁定請求書のハガキが送られて来ますのでそのハガキを町役場にて住民証明をしていただき、提出することによりあなたの国民年金の請求は完了します。

Q 55才の専業主婦です。夫が退職して老齢厚生年金を受けるようになりました。私の配偶者加給年金も加算されており、老後は夫の年金だけで暮らしていけると思うのですが、私の国民年金は納めなければなりませんか。

A 国民年金の老齢基礎年金は60才になるまで納付するよう義務づけられています。そして、65才になると受給出来る終身年金です。一方、夫の厚生年金に加算されている配偶者が加給年金はあなたが65才になりますと支給されなくなります。夫の年金で大丈夫と思われるかもしれませんが、あなたに受給権があれば、夫の年金に加算されている配偶者加給年金は、あなたの年金に65才より振替加算されて行きます。つまり、未納期間をなくして必ず受給権を確保してください。国民年金は加入者が保険料を納め

ることにより、年金受給者(祖父、祖母、父母)の生活を支えていく仕組みです。納めないでいると制度自体が成り立たなくなり、年金は、皆で助け合う相互扶助というものを理解して必ず納めるよう努力してください。

年金の事で相談がありましたら、役場の年金係に相談してください。  
お問い合わせ  
福祉課 国民年金係  
☎(63)1140(内線268・269)

## 世代間の扶養



公的年金は「世代間扶養」の仕組み、すなわち「世代と世代の支え合い」を基本理念としています。つまり、現役世代が納める保険料で今の高齢世代の生活を支え、現役世代が高齢者になったときには、次の世代が納める保険料で生活を支えます。



# 確定申告会場のご案内

税務署から確定申告の通知を受けた方、  
住宅借入金等特別控除を受ける方は、次の会場で申告してください。

申告会場	開設期間
延岡税務署 延岡市大貫町1丁目2915番地 延岡合同庁舎	3月15日まで

※土曜日、日曜日は閉庁日です。  
※受付は、午前8時30分から午後4時までです。

## ◎ 所得税の確定申告はお早めをお願いします。

申告終了間際になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

申告と相談はできるだけ早めにお済ませください。

確定申告の  
お問い合わせ

〒882-8666  
延岡市大貫町1丁目2915番地  
延岡税務署  
☎0982-32-3301

## 町民税・県民税・国民健康保険税 申告日程表

[3月1日~3月15日]

日	時間	対象地区等	会場
3月1日(金)	9:00~11:00	小松	小松公民館
	13:00~15:00	松瀬	松瀬公民館
3月4日(月)	9:00~11:00	庵川東	庵川東公民館
	13:00~15:00	牧山	牧山公民館
3月5日(火)	9:00~11:00	加草1区・加草2区・加草5区	海浜総合公園管理棟
	13:00~15:00	加草3区・加草4区	
3月6日(水)	9:00~11:00	各会場で都合のつかない方	海浜総合公園管理棟
3月7日(木)	13:00~16:00		
3月8日(金)			
3月11日(月)	9:00~11:00	南町1区・南町2区	クリエイティブセンター (総合文化会館の隣)
	13:00~15:00	南ヶ丘	
3月12日(火)		各会場で都合のつかない方	クリエイティブセンター (総合文化会館の隣)
3月13日(水)	9:00~11:00		
3月14日(木)	13:00~16:00		
3月15日(金)			

## 必ず上記の会場で申告してください。

※指定日に申告できなかった方は、3月6日(水)から3月15日(金)までをお願いします。  
(ただし、3月11日(月)は除きます。)  
※申告相談が終了間際になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、お早めの申告をお願いします。

## 申告しなくても良い人は、

- 給与所得のみで、すでに年末調整の済んでいる方。
- 公的年金だけの方で、次の条件に該当する方。
  - 昭和12年1月1日以前生まれの方で公的年金の合計額が228万円以下。
  - 昭和12年1月2日以降生まれの方で公的年金の合計額が98万円以下。  
(ただし、②の場合、障害者の方は公的年金の合計金額が148万円以下。)
- 確定申告(税務署の申告)をした方(する予定の方)。  
ただし、確定申告が不要になった場合は町の申告が必要です。

町申告の  
お問い合わせは、

税務課 住民税申告担当 ☎(63)1140(内線236)

# 選挙人名簿に正しく登録されるために

## ●転入・転出された方へ

移動されたら住民票もお忘れなく

住民票は、役場で作られて保管されています。他市町村からの転入や他市町村への転出、町内間の転居などは届け出が義務づけられていますので、役場生活環境課町民係で手続きをしてください。

## ●この春、新成人になられた方へ

県外の大学等で修学するときは、必ず住民票を異動しましょう。

選挙人名簿は、住民基本台帳（住民票）に基づいて作られています。

住民票も異動してください

選挙人名簿は、住民票に基づいて市町村にある選挙管理委員会で作られます。あなたも満20歳になれば、住民票がある市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿に登録されます。実際に住んでいるところと住民票の住所とは同じものですので、登録されているところには住んでいない方がおられます。このような方についても、満20歳になれば住民票がある市町村で選挙人名簿に登録されますが、実際には修学先の寮や下宿に居住しており、選挙人名簿に登録されているところには住んでいない方がおられます。

## 学生、生徒の住所の認定

「修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒の住所は、特段の事情のない限り、その寮、下宿等の所在地にあるものと認められる。」昭和29年自治庁(当時)でないわけですから、せっかく選挙人名簿に登録されても投票できないこととなります。また、修学先の寮や下宿にも住民票がないため、修学地の市町村でも選挙人名簿に登録されず、ここでも投票できないこととなります。選挙権は有しているながら、修学先に住民票を移していないため、大切な一票が行使できないこととなります。

特段の事情とは、「寮、下宿等が実家等から近く、実家等に配偶者があり、管理すべき財産を持ち、休暇以外にもしばしば帰宅していること」とされています。つまり、これにあてはまらない下宿・寮生活の学生は現在住んでいる所が住所とみなされ、実家に帰省しての選挙はできないこととなりますので、大切な一票の為、住民票の異動をお願いいたします。

「修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒の住所は、特段の事情のない限り、その寮、下宿等の所在地にあるものと認めら

## 明るい選挙って...?



# お知らせ連絡帳

## お知らせ

### 平成14年度固定資産課税台帳の縦覧について

固定資産課税台帳の縦覧については、課税の公平を期するため、地方税法の規定により次のとおり縦覧に供しますので、縦覧を希望される方は、税務課までお越しください。

- 縦覧期間  
平成14年3月1日(金)～3月20日(水) (ただし、土・日・祝日を除く)  
時間  
午前8時30分～正午  
午後1時～午後5時
- 場所・お問い合わせ  
門川町役場 税務課  
☎(63)1140(内線238)

### 万一の事故に備えてスポーツ安全保険に加入しましょう

子ども団体向けの新しい補償制度ができました！  
平成14年度のスポーツ安全保険の受付が3月より始まり

ます。子供会、運動クラブ、文化・ボランティア団体など5名以上のグループであれば加入できます。

また、今回より、子ども団体向けに個人活動まで補償できる制度(子どもワイド保険)も出来ました。加入して、万一のけがや賠償責任などの事故に備えましょう。

〈手続きは簡単！〉  
加入依頼書に必要事項を記入し、掛金を添えて指定銀行(宮崎銀行)の窓口に出してください。加入依頼書は社会教育課にあります。  
なお、前年度加入の団体につきましては、3月上旬に発送予定です。

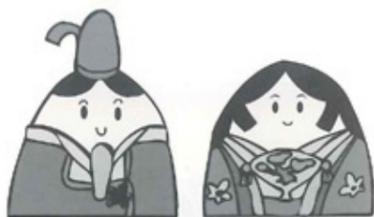
〈お問い合わせ〉  
(財)スポーツ安全協会宮崎県支部  
☎0985(55)3136

区分	A	B	C
対象となる団体	子どものグループ(中学生以下)文化、ボランティア団体(高校生以上)	老人クラブ団体(おおむね60歳以上の団体)	成人のスポーツのグループ(高校生以上)
掛金(1人年額)	450円	800円	1,400円
傷害保険	死亡	2,000万円	2,000万円
	後遺障害	最高3,000万円	最高750万円
入院保険	入院	1日につき4,000円	1日につき4,000円
	通院	1日につき1,500円	1日につき1,500円
賠償責任保険(補償限度額)	対人賠償(自己負担1,000円) 1人 1億円 1事故 5億円 対物賠償500万円(自己負担1,000円)		
共済見舞金	突然死 140万円		

◎子どもワイド保険は、5名以上でA区分(450円)で加入の上、ご希望の方は(1名からでも)プラス550円で加入できます。  
◎山岳登山など、危険度の高いスポーツは別料金になります。

〈対象となる事故の範囲〉グループ活動中と、そのための往復途上の事故。  
(保険期間)毎年4月1日から翌年3月31日の間。(4月1日以降の入金の場合は、入金翌日より保険は有効)

# 3月のカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
					県立門川農業 高等学校卒業式 (10:00~ 門川農高)	
3	4	5	6	7	8	9
かがわ日曜朝市 (7:00~9:00 門川町役場駐車場) 住みよい地域づくり 町民運動推進大会 (9:00~12:30 総合文化会館)	ツベルクリン反応 (生後3~48ヶ月未満 14:00~14:30受付 総合福祉センター)	胃がん大腸がん検診 (7:30~9:30受付 門川町役場) 乙島学園 (9:30~12:00 中央公民館) 善行児童生徒・教職員 研究論文入選者表彰式 (13:30~ 門川町 役場3階会議室)	胃がん大腸がん検診 (7:30~9:30受付 東栄町公民館横) 門川町長・町議会 議員選挙立候補及び 選挙運動説明会 (13:30~ 門川町 役場3階会議室)	胃がん大腸がん検診 (7:30~9:30受付 庵川西公民館) BCG (生後3~48ヶ月未満 14:00~14:30受付 総合福祉センター)	胃がん大腸がん検診 (7:30~9:30受付 門川町役場)	カムリウミズメ 保護啓発講座及び視察会 (10:00~12:00 クリエイティブセンターほか) 第14回婦人 親睦のつどい (18:00~21:00 総合文化会館)
10	11	12	13	14	15	16
	西門川小学校 記念植樹 (午前)	乙島学園終業式 (9:30~11:00 中央公民館)	1歳6ヶ月児健診 (平成12年8~9月生 13:30~14:00受付 総合福祉センター)	中央高齢者教室 (9:30~11:30 中央公民館)	2歳児歯科健診 (平成11年8~9月生 13:15~13:45受付 総合福祉センター)	門川中学校・ 西門川中学校卒業式
17	18	19	20	21	22	23
かがわ日曜朝市 (7:00~9:00 門川町役場駐車場) 門川農林業フェスタ 2002 (11:00~15:00 門川町役場駐車場)		下部大腸内視鏡 検診説明会 (9:30~門川町 役場3階会議室)	さるびあ塾 (9:30~12:00 中央公民館) 上井野高齢者教室 (9:30~11:30 西門川児童館)	春分の日		
24	25	26	27	28	29	30
	町内小学校卒業式 「乳がんについて」 講演会 (13:30~ クリエイティブセンター)	町内小・中学校終了式 下部大腸内視鏡検診 (予約制 9:00~ クリエイティブセンター) 「大腸がんについて」 講演会 (13:30~ 中央公民館)	乳児健診 (平成13年7~8月生 13:30~14:00受付 総合福祉センター)	門川町長・町議会 議員選挙立候補届出 書類等予備審査 (9:00~16:00 門川町役場別館会議室)	町内小・中学校 離任式	
31						

## 新シリーズ

思いやりの心で豊かな人間関係を…

### 『自分の権利について考えよう』

三月三日は雛まつり、女の子のお祝いですね。子どもが健やかに育つように、そして、いずれはすばらしい子宝に恵まれますようにとの願いをこめたお祭り聞いています。皆さんの家はお雛様やお客様にぎやかになることでしょうか。男のお子さんだけのお宅は寂しいですね。

ところで、ドメスティック・バイオレンスという言葉聞いたことはありませんか。DVと略して表すこともあります。この、ドメスティック・バイオレンスとは、夫や恋人による女性に対する暴力のことをいいます。暴力といっても、殴る・ける、といった直接的な暴力だけでなく、怒鳴ったり、物をこわして脅したりすること、また、悪口雑言を言うことも、この暴力にあたります。まさに人権侵害ですね。

このような暴力を振るう人は、妻(恋人)や子どもを自分の持ち物、自分の自由になる所属物だと思っているのです。持ち物ですから、人権なんてまったく無視して暴力を振るうのです。どうして暴力を振るうのかというと、いろいろなストレスがたまるからだといわれています。

そのストレスがたまると、心の中に「感情爆発」がおこり、黙りこみ、わめき、そしてキレて暴力を振るい、暴力を振るうことでストレスを解消するのです。暴力を振るわれた方はたまったものではありませんね。

県内のある市で平成12年に調査したところ、調査に協力した人たちの4人に1人がドメスティック・バイオレンスを受けたと答えていたそうです。私たちの身近なところでもDVが行われているのです。

それでは、どうすればDVを無くすことができるのでしょうか。それは、言うまでもなく一人ひとりが人権意識を高め、お互いに人権を守ることにつけるのではないのでしょうか。

そのためには、自分なりにできる目標をたてて実行すること大切で。たとえば、人を小馬鹿にするような言動はとらないようにする・物事がうまくいかないことを人のせいにならないようにしよう・自分のやりたいことは、自分の責任でやりとおす・相手の言うことが理不尽なときには、黙っていないで、率直に自分の考えを伝える、等々の目標です。

あなたも、このような目標を決めて実行しませんか。

## 2月号の訂正

「町報かがわ」平成14年2月号 第479号で掲載いたしました身体・知的障害者相談員の記事につきまして、一部間違っておりましたので、訂正してお詫び申し上げます。

障害者相談員		
氏名	地区	担当障害
輪田 しより	上納屋3区	視覚障害担当

輪田 しより	上納屋3区	聴覚障害担当
--------	-------	--------

(お問い合わせ) 福祉課 社会福祉係  
☎63-1140 (内線226)

## 募集

### 生涯学習「さるびあ塾」

#### 3月の講座案内

「健康を考えて」(調理実習)  
健康は「食」からと言われてます。食事を大切にすることは、健康を守ることです。私たちの「食」を見直してみませんか。そして、食事をどうして家族の健康をも一度考えてみませんか。

期日	時間	場所	講師
平成14年3月20日(水)	午前9時30分~12時30分	中央公民館 会議室と調理室	門川町健康管理課 浜口典子氏

※お米409持参のこと



# 2001年度「ヘレン・ケラー賞」(福祉賞) 受賞おめでとう。

身体障害者相談員の宮本美智子さんが、長年にわたり「障害は乗り越えられる」という信念をもち、障害者福祉や不登校生に対する教育相談などに関する事業に携わり多大な功績を残されたということで、財団法人青鳥会から2001年度「ヘレン・ケラー賞」(福祉賞)を授与されました。

「ヘレン・ケラー賞」とは、1948年秋ヘレン・ケラー女史2回目の来日の際、日本教職員組合が、これを記念する事業として各都道府県教職員組合を通じて募金活動等を行い、それを基金として1950年4月に「財団法人青鳥会」が設立され、障害児教育に関する啓発と研究に資する諸事業を行ってきました。教育及び福祉に関する個人の業績について全国からの推薦を受け決定している当会の中心的事業が「ヘレン・ケラー賞(教育賞・福祉賞)」です。1950年より2001年度までの表彰者は教育賞・福祉賞合わせて74名にのぼります。受賞おめでとうございます。



## 宮本美智子さんの功績

- 身体障害者通所授産施設 やじろべえ門川分場長として運営・通所生の指導にあたる。
- 門川町身体障害者相談員として、地域の障害者の支援にあたっている。
- 門川中学校の「心の教室」の相談員として、不登校の子ども達に親身に関わる。
- 障害を有しながらも「生きる」ことへの積極的姿勢を広く社会に示し、具体的な実践を積み重ねている。
- 障害は乗り越えられるとの信念をもって実践し、多くの人々との共感を呼んでいる。
- 自己の障害体験を基礎に不登校の児童・生徒の相談員となり、障害者福祉と学校教育の良きパイプ役を果たしている。

【お問い合わせ】福祉課 社会福祉係 ☎63-1140 (内線226)

## 今月の納期

- 集合税 10 期
- 国民年金保険料 3月分

納期内に納入しましょう!!

## ●町内人口

【2月1日現在人口】

男	女	計	世帯数
9,059 (9,047)	10,135 (10,118)	19,194 (19,165)	6,604 (6,597)

※( )内は前月

町報

 **かどがわ**

発行日/平成14年3月1日  
発行編集/門川町役場 総務課  
〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1  
TEL(0982)63-1140(代) FAX(0982)63-1356  
印刷/安井株式会社

「町報かどがわ」についてのご意見・ご希望は、総務課までハガキかFAXでお送りください。